平成２２年（フ）第３７５号
札幌市西区発寒12条５丁目２番14―208号
債務者　久保田忠之
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３８０号
北海道江別市野幌東町30番地の10　エクセルＭＳⅢ102
債務者　小川　慶子
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３９９号
札幌市中央区北７条西26丁目３番１号　岡本病院
債務者　平野　和恵
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第5号
北海道室蘭市高砂町２丁目33番17号、前住所北海道室蘭市白鳥台３丁目19番８号
債務者　熊谷　卓也
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２２年（フ）第8号
北海道虻田郡洞爺湖町洞爺町411番地
債務者　内山　　浩
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２２年（フ）第9号
北海道白老郡白老町字社台145番地２
債務者　広瀬　一弘
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２２年（フ）第１０号
北海道室蘭市港北町２丁目31番21号
債務者　千葉英理子
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２２年（フ）第１１号
北海道登別市桜木町３丁目28番地９　202号室
債務者　森脇　講平
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２２年（フ）第１２号
北海道登別市若草町３丁目28番地３
債務者　山口　宏美
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２２年（フ）第１３号
北海道登別市幌別町４丁目24番地
債務者　上村由香理（旧姓南・佐々木）
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２２年（フ）第１７号
北海道室蘭市白鳥台５丁目13番15号、住民票上の住所北海道室蘭市白鳥台４丁目８番11号
債務者　武藤由里子
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２２年（フ）第１８号
北海道白老郡白老町川沿１丁目３番18―３号美園団地２棟７号
債務者　福澤　麻美
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２１年（フ）第５４号
岩手県北上市和賀町横川目33地割５番地11
債務者　小原　幸広
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２２年（フ）第7号
岩手県北上市鍛冶町３丁目１番65号　ディアスＺＥＮ―Ａ棟102号
債務者　高橋　奈々
1　決定年月日時　平成22年２月25日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２２年（フ）第１１号
岩手県北上市村崎野15地割206番地６
債務者　佐藤　知春
1　決定年月日時　平成22年２月25日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２２年（フ）第１０号
岩手県奥州市胆沢区南都田字銭倉245番地
債務者　千葉　妙子
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２２年（フ）第３２号
群馬県高崎市金古町1296番地２　羽鳥貸住宅中―１号
債務者　小野里　操（旧姓加藤）
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
前橋地方裁判所高崎支部